

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画案に対するパブリックコメントを実施します

東紀州環境施設組合では、組合で整備予定である新たな可燃ごみ処理施設の整備内容などをまとめた「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画」の策定を進めています。
このたび、計画案がまとまりましたので、以下のとおり意見を募集します。

【意見を提出できる方】

東紀州5市町に在住または通勤・通学している方および利害関係者

【資料の閲覧場所】

組合のほか、東紀州5市町の担当課窓口。また、組合ホームページ (<https://www.higashikishu-efa.jp>) にも掲載しています。

【意見の提出方法】

閲覧場所で配布している所定の様式に住所・氏名・連絡先・意見を記入し、組合へ直接提出、郵送、FAX または Eメールにより提出

※所定の様式、方法によらないご意見はお受けできません

【募集期限】 12月16日（金） 必着

【提出先】

東紀州環境施設組合
〒519-3671 尾鷲市矢浜三丁目2番3号
FAX : 0597-49-0081
E-mail : higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

▶詳しくは、東紀州環境施設組合（☎0597-49-0080）までお問い合わせください。



組合ホームページ

東紀州5市町が連携し 広域ごみ処理施設の 整備を検討しています

東紀州環境施設組合では、令和10年度からの稼働を目標に新たな可燃ごみ処理施設の整備について検討が行われています。
▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。



6. ベルトコンベアで運ばれてきたごみをコンテナに積みます



2・3. 集めたごみを御浜町にある紀南清掃センターに運びます

現在の可燃ごみの処理の流れ



1. ごみ集積所に出されたごみを収集員が集めます

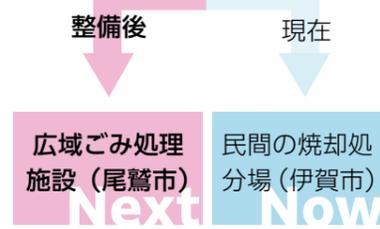


7. 焼却処理施設にごみを運びます

5. 均質化するためクレーンを使ってごみを混ぜます



4. ピットにごみを投入



8. 処理施設でごみを焼却し、ごみの処理が完了します

整備後は広域ごみ処理施設で可燃ごみを焼却処分

みなさんが集積所に出された可燃ごみは、町の清掃職員がトラックやパッカー車で集め、御浜町にある「紀南清掃センター」へ運び込まれています。

令和2年にRDF焼却発電事業が終了した現在は、センターでごみの均質化を行い、運搬用の大きなトラックへ積み替えた後、伊賀市にある民間の焼却処理施設へ1日2回運搬し、処理しています。

現在検討が進められている広域ごみ処理施設は尾鷲市に建設する予定であり、施設整備後は運搬にかかる費用が抑えられる見込みです。

なお、資源にならないごみは御浜町にある最終処分場で埋め立て処分されています。ビンや資源金物、紙類などの資源ごみは、町のリサイクルセンターに運び込んだ後、品目ごとに選別し、リサイクル業者に引き渡し再資源化しています。これらのごみは、施設整備後も現在と同じ流れで処理を行うべく予定です。

可燃ごみ処理を広域化し、新たなごみ処理施設に集約

東紀州5市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）では、ごみ処理の広域化・集約化による施設の整備の効率化を図るため、平成24年から広域ごみ処理施設の整備について検討がされてきました。

これは廃棄物処理施設の老朽化が進むにつれ、修繕や更新のための財政負担の増加が見込まれるため、5市町で新たな可燃ごみ処理施設を整備し、負担を軽減することを目的に進めているものです。

令和3年4月には一部事務組合として東紀州環境施設組合が発足し、令和10年度からの稼働を目標に具体的な検討が行われています。

このたび東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会が、施設整備の内容などをまとめた「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画案」を作成しました。現在、当計画案のパブリックコメントを実施していますので、ぜひみなさんのご意見をお聞かせください。